

戦争、諸国家システム、国家

—歴史社会学の国家論の可能性と問題点—

War, States System and State : State Theory of Historical Sociology

高橋 正樹*

はじめに

本稿の目的は、国家を国際的な諸要因との関連において考察するために、国際的な観点からの国家論を展開してこの議論の糸口をつくった歴史社会学の国家論の可能性と問題点を検討することである。

そもそも、近代国家は、国民国家原理が前提にする仮説とは反対に、その国際的な諸関係ゆえに、国内社会からの諸資源の動員のみならず依存することなく、それゆえ国内社会に十分な責任を負わなくとも存立可能な特徴もっていた。独裁的な国家や貧富の格差の大きい国にはその傾向が典型的に見られる。本研究の背景にある問題関心は、とくに筆者の東南アジア研究の過程で抱くようになった、国内要因よりは国際要因に権力の基盤と正当性を依拠する国家の一側面を考察するためには、いかなる分析枠組みが有効かという課題であった。その課題について、本稿では、ウェーバー的国家論を土台にして国際関係との関係で国家を考察した歴史社会学の国家論の検討を通じて考察する¹。国家の国際的な要因からの議論は、グローバル化研究でも活発に議論され、そこではイアン・クラーク (Ian Clark) が「大いなる分断 (Great Divide)」と呼んだ国内と国際との分断の克服が叫ばれている²。本稿ではそこでの議論を補足するかたちで、歴史社会学による国家論の再興とそこでの国際的観点の重視を十分評価しつつ、あわせてその限界を示すことでさらなる国家論の発展に寄与したい。

結論的にいえば、この歴史社会学の系譜から誕生した国家論は、国際的な要因を戦争や国家間関係に限定する共通点もっていた。戦争と諸国家システムとのいずれに重点を置くかの差はあるが、いずれの場合も国家間の外交戦略関係が主権領域国家を再生産し国家の社会

*TAKAHASHI, Masaki [情報文化学科]

への介入と譲歩をもたらし、国民国家形成に重大な影響を及ぼしたという結論を共有する。他方、国家中心的なアプローチゆえに国家の社会からの自律性を強調し、結果的に経済社会的な要因を無視する点で共通しており、それは国家の変容と多様性を認識する際の大きな限界となった。

以下、第1節では、国家論の不在という国内政治学と国際関係論に二分された近代政治学の限界を述べる。これにより、歴史社会学の登場する学問的背景が明らかになるであろう。第2節では、国家論の復権として注目された歴史社会学の国家中心主義的側面を考察する。第3節では、歴史社会学における戦争によって国家が形成されるという主張を検討し、第4節では、諸国家システムが国家形成に重要な役割を果たすという主張を考察する。第5節では、歴史社会学の限界として、その国家中心主義が結局は国家と国内外の社会との相互作用に眼を向けることに失敗し、国家と諸国家システムへの還元主義に陥ってしまった点を指摘する。

1. 国家論の不在

近代政治学は国民国家を自己完結的な政治世界と見なす統治機構論や民主主義論として展開し、他方、国民国家間関係に基づく外交戦略論や国際機構論は国際政治学もしくは国際関係論として展開してきた。この国民国家を前提にする理論は、国家を相対化できないために結果的に国家それ自体の研究を困難にした。

1-1. 国民国家と近代政治学

加藤が言うように、近代政治学は、一定の主権的領域に囲い込まれた政治共同体としての国民国家をひとつの完結した政治世界としたうえで、支配従属関係、その支配の正統性の根拠や統治機構、民主主義、政策決定過程さらには国家間関係を問う学問であり続けた³。たとえば、ヒルシュによれば、民主主義理論がしばしば暗黙のうちに前提にしている基礎は、国境によって他国から閉鎖的に境界付けられた「国民」社会の存在である。こうした「国民」社会の存在によって初めて、被統治者と統治者との明示的な関係がイメージされるようになり、「参加」や「民主主義的正当化」のような概念が意味をもつようになる⁴。

しかしながら、この国民国家を前提にする政治学は、国民国家それ自体を研究対象にすることが困難になった。すなわち、スコチポル (Theda Skocpol) によれば、例外はあるが、50

年代から60年代のアメリカの政治や政府活動についての研究⁵は、概して多元主義や構造機能主義の特徴をもち、国家よりはむしろ社会中心の傾向を有し、そこでは国家は立憲的原理にも基づく法的、形式的研究による古臭い概念であると考えられるか、あるいは、国内の経済的利益団体や倫理的な社会運動が公共政策の実現を働き掛けるために対立したり協力したりする場（arena）として考えられていた。したがって、政治研究は、主に政府へのインプットと政府からのアウトプットに注目することになり、政府それ自身は独立した行為主体として重要な研究対象になり得なかった。多元主義的な政策決定研究では、多元主義的な政治社会論が重視する社会諸勢力や選挙民の要求よりは、政府部内の政策決定者が決定的に重要であると考えた。また、官僚政治論では、政府諸機関が古典的多元主義における社会諸勢力に対応するかのような扱いをされている。その結果、政治決定の要因が政策決定者に矮小化されてしまい、国家の構造と機能を総体として考察する視点は、この政策決定研究から欠落してしまった⁶。確かに、外交政策形成分析は、国内外の分断を打ち破る新たな観点を提示した点は評価できる。しかし、外交政策形成分析は、「制度」に係わる概念を拒否し、行動に注目する「行動主義」から生まれたため、ハリデイ（Fred Halliday）が指摘するように、政策決定に狭い病的なほどの関心をよせ、素朴な国内「環境」概念に基づくことにより、国家自体の概念と理論を発展させることはできなかった⁷。

他方、比較政治学の構造機能主義的アプローチは、大理論を西欧の歴史や非西欧社会に当てはめようとしたが、成果は乏しかった。また、構造機能主義的アプローチの系譜から生まれた政治的近代化論と政治発展論では、個々の政治単位が互いに独立し排他的であるという暗黙の前提に立った比較法が一般的であった。それゆえに、ゾルバーク（Aristide R. Zolberg）が指摘するように、国内社会は自足的と見なされ、内在的な要因によって統合されている諸社会や人間集団から形成されている世界としてイメージされた⁸。政治的近代化論では、近代化を構造機能の分化過程として捉え、単純な社会からより複雑な安定的な社会へ、伝統的な非民主主義システムから近代的な民主主義システムへの移行が自然視される単系的発展段階論を前提にしていた。また、各国の民主化の議論においては、複数政党制の導入と自由選挙の実施というふたつの点が民主化の初期段階として明確に位置付けられた。しかし、60年代から70年代において新興国は予期されたかたちでは近代化や政治発展を遂げなかったため、自由民主主義は工業化の結果、実現するという近代化論は説得力を失い、70年代には衰退して行った⁹。

1-2. 国家論のない国際関係論

アメリカ国際関係論のネオリアリストの代表的存在であるウォルツ (Kenneth Waltz) は、国際システムを規定する原理を無政府状態に求める。それによれば、無政府状態として特徴づけられる国際システムは、その規定原理が支配従属という階層性をもつ国内政治システムと対比されている。ここでウォルツが無政府状態という概念で説明する状態は、文字どおり諸国家を超越する世界政府がない状態であり、それゆえ国家の最大の目的は生き残りであると想定される状態のことである¹⁰。この点が国家の目的を国益と権力であると規定することによって国際関係を説明するモーゲンソーに代表される「古典的リアリスト」と区別される所以である。ウォルツのこの主張は、すでにレイモン・アロン (Raymond Aron) によって出されていたものである¹¹。

この政府の有無による国内政治と国際政治の分離、およびそこから導き出される各国が生き残りを賭けてぶつかり合うというホブズの自然状態 (戦争状態) という国際政治のイメージは、つぎのような幾つかの点で重要な問題を内包している。すなわち、そこから展開される国際政治学は、1) 個体主義的存在論 (individual ontology) という方法論的特長をもち、2) その結果、国家論の欠如をもたらし、3) システム変容を説明できないという共通点をもつ。

第1の個体主義的存在論に対する批判は、ネオリアリスト理論の本質的欠陥を明らかにする。この批判は、ウォルツが構造主義を標榜しているにもかかわらず、じつは存在論的に、国家を国際関係の構造より先に措定して理論を構築する国家主義的な論理構造をもっていることを指摘する。すなわち、ウェント (Alexander E. Wendt) によれば、行為体—構造 (agent-structure) の関係を議論する問題では、世界システム論のようにまずは全体の構造が存在すると思える構造主義と、国家を構造に先立って存在する現実の実体として措定する個体主義と、そして行為体と構造の両方に対等な存在論的地位を与える「構造化主義 (structurationism)」の三つがあり、それぞれが国家を行為体とする国際システムのあり方を説明できる。この観点からすれば、世界システム論は、世界システムを唯一の実体として考え、その世界システムによって国家が形成されると考える¹²。これと対照的に、ウォルツの理論において、無政府状態の国際システムで各国が機能的には何ら相違が認められない理由は、全ての国家は主権を有し、自己の安全保障に利己的に行動するからだと説明されるところにある。ウェントはウォルツの国際関係論を、一定の能力を有した主権的で利己的な国家を、国際システムに先

立って存在する所与の要件として措定する「個体主義的存在論」であると批判する。

第2に、したがって、ウォルツの理論では、国家はブラックボックスにされ、国際システムを構成するユニットである国家の差異が捨象されてしまうことになる。すなわち、そこでは国家は主権をもった安全保障を追求する外交戦略上の機能をもつ行為体としてしか想定され得ない¹³。

第3に、そのため、ネオリアリストの理論はシステム変容という歴史的变化を説明できない。すなわち、ラギー (John Gerald Ruggie) が指摘するように、ネオリアリズムの理論は中世国際システムが近代国際システムに変化する過程と原因を説明できない。近代システムと中世システムの相違は、単にシステムを構成する各ユニットの能力の配分に相違があるからではなく、ユニットそれ自体の多様性と変容が、システム変容をもたらしたと考えられる。しかし、国家を国際的な無政府状態のなかで捉え機能的に同類であると規定したのでは、国家への分析視角を欠き、結果的にシステム変容を説明する契機がないのである¹⁴。

2. 歴史社会学の国家論

歴史社会学による国家論に共通する論点としては、制度としての国家概念、国家の社会からの自律性、国家形成への地政学的影響の三つが大きな特徴としてあげられる。これら三つの論点は相互に密接に関係しているので、これを順を追って検討し、その論理構造を明らかにしたい。

2-1. 制度としての国家

第1に、歴史社会学は、マックス・ウェーバー的に国家を制度 (institution) もしくは機構 (organization) として定義をする点で共通性をもつ。70年代中期以降、国家論の欠如に対する批判が高まり、とくに歴史社会学とよばれる学派が国際的な観点から国家形成に関する研究を開始した。歴史社会学の国家論は、マックス・ウェーバー (Max Weber) とオットー・ヒンツ (Otto Hintze) による国家理解に基づいている。とくに、その中心的存在であるスコッチポルは、社会中心的なパーソンズの社会学やマルクス主義への反発を強くもち、国家を制度として定義することによって、「国家それ自体」を分析の対象にした。

スコッチポルは『国家を連れ戻す』に収められた論文の中で、ウェーバーとヒンツによる

国家理解に導かれて、社会諸科学は再び国家への関心を取り戻したと述べる¹⁵。国家を社会諸関係に還元してしまい、国家を社会経済的諸利益を巡って闘争がおこなわれる場 (an arena) と定義する社会中心のアプローチとは大きく異なり、スコッチポルにとって、国家とは、むしろ「執行権威によって導かれ、かつそれによって程度の差こそあれ上手く調整された、一連の行政、警察、軍事の機構 (organizations)」であると定義する¹⁶。また、国家はその内部の領域と住民の支配を求める強制機構であるというウェーバーの定義を受け、行政、法、徴発、強制機構が国家の中核だとした¹⁷。スコッチポルと同じく、社会中心的社会学に批判的で国家形成を西欧の歴史のなかで考察したティリー (Chirls Tilly) は、国家とは、「家族や血縁集団とははっきり区別された、そして実質的な領域内において、場合によっては他のあらゆる組織に対して明確なる優越性を行使する強制力執行組織」と定義し、「それゆえに国家は、都市国家、帝国、神政国家、そして他の多くの形態の政府を含めるが、部族、種族、企業や教会などは除外する」¹⁸としている。さらに、ティリーは自己のヨーロッパにおける国家形成研究を、国民的国家 (national state) の形成論として論じ、その国民的国家を「中央集権化し、分化し、自律的な構造によって多様な近隣諸地域や諸都市を統治する国家」と定義し、その国家に属する住民が言語的、宗教的、象徴的に強固なアイデンティティを共有する民族国家 (nation-state) とは区別している¹⁹。

一方、ギデンズ (Anthony Giddens) は、「国家とは、その法的支配が領土面で整然と確立され、支配維持のために暴力手段を発揮することが可能な政治組織である」²⁰と定義する。他方、近代国家である国民国家は合法的暴力の独占と領域性が強調され、「国境をもつ権力の器」として定義され、「国民国家は、他の国民国家と形づくる複合体のなかに存在し、画定された境界 (国境) をともなう領土にたいして独占的管理権を保有する一連の統治制度形態であり、この国民国家による支配は、法と、さらには国内的および対外的暴力手段に対する直接の統制によって正統化されていく」²¹と定義される。

ここで歴史社会学に共通する国家定義は、合法的暴力を独占し、それによる支配を一定の領域内において執行する組織 (制度) としてまとめられよう²²。ただし、その歴史的国家分析にあたっては、国民的国家、国民国家、主権国家とその分析対象の違いがあり、この分析対象の違いがその歴史社会学的国家論の多様性をもたらしている。

2-2. 国家の社会に対する自律性

歴史社会学の国家論において、国家を制度（組織）と考えることは、国家は社会の諸力から影響されない独立変数であるという「国家の自律性」の主張と不可分に結びついている。とりわけ、国際的要因によって国内社会に対する国家の自律性もしくは優位性が強調される傾向がある。

スコチボルは、制度としての国家は、支配階級の直接的コントロールからは少なくとも潜在的に自律していると考え。ウェーバー及びヒンツ的な国家観に基づく国家の自律的行動の原因として、国家のトランスナショナルな志向、国内秩序の維持機能、国家官僚集団による処分可能な組織的資源の所有という国家がもつ特質を指摘する。すなわち、スコチボルによれば、国家が対外的関係を深めていくにしたがい、指導的な国家官僚集団は、重要な国内勢力がそれに関心であってもあるいは反対であっても、改革戦略を追求することになる。戦争や国際的な危機状態は、国内諸階級に対する国家の立場を優位にし、国家統治者は支配階級の根本的な利害と対立するかあるいは矛盾する経済政策や軍事行動を打ち出すことができる。この場合、国家官僚は長年の経験からその国家戦略の判断をおこなうのであり、国内諸勢力の圧力にしたがうのではないとスコチボルは国家官僚の自律性の根拠をその合理的判断に委ねる²³。

3. 戦争と国家形成

歴史社会学の国家論の第3の特徴は、国家を地政学的要因、すなわち国際的な諸要因との関係から説明する点である。そこでの地政学的要因は戦争に重点を置くか、諸国家システムを重視するかで論者の力点は異なる。本節では、まずスコチボルとティリーの議論を中心に戦争が国家形成にとって重要な要因となるという主張を考察する。

3-1. 戦争が独立変数

歴史社会学は、国家形成を論じる際に戦争を独立変数として設定する傾向が強い。スコチボルの国家論が多くを負うヒンツは、国家を組織として捉え、地政学的関係が国家形成に重要な影響を与えたと考えた。そうすることにより、ヒンツは国家を国内アクターとしてのみならず、同時に国際的なアクターとして把握する。すなわち、かれは国家を国内外の双方に

基盤をおく政治組織と考えているのである。したがって、ヒンツは、マルクスが階級闘争を歴史の原動力として見ることに對して、それでは一面的であり、政治的構成の発展は國家の隣國諸國との關係の展開も重要であると述べている。なぜなら、諸國家間の對外的紛争は國家の形態 (shape) を形成するからである。この形態とは、對外的形状、國家の規模、國家の統合性 (緊密かゆるやかか)、及び國家のエスニック構成さえ意味する。國家は戦争や植民地化や征服やあるいは平和的な拓殖によって創造されるのであり、ヨーロッパの諸國民もまさに自然に誕生したのではなく、彼ら自身が諸國家の産物なのである²⁴。

スコチボルは、「周知のように、そしてウェーバーとヒンツが概念化したように、近代國家はヨーロッパ史においてその誕生以来、常に競争的で相互に関わりをもつ諸國家のシステムの一部であった」²⁵といい、國家が決定的な地政学的環境における他國との相互作用のなかに常に身を置いていることを強調する。スコチボルにとって、ある國內の社會を分析するのに、あたかもその社會が周辺の國家から孤立した存在であるかのように、その對外的な要因を無視することは非現実的である。彼女は、その革命研究において、フランス革命、ロシア革命、そして中國革命は、弱体化した國家構造が農民反乱を引き起こすような農業政治社會構造を抱え、外國から經濟、軍事的な圧力があつた時に勃發したと結論づけ、単なる國內階級闘争による説明を排除し、國內外の要因で革命を説明した。

スコチボルは、國際的要因を地政学的な軍事面に限定せず、世界貿易構造、生産構造、投資の流れ、そして國際金融といった世界經濟的要因も含めて論じているが、經濟的要因は國家形成にとって獨立變数とは見なされていない²⁶。たとえば、「不平等な經濟發展が常に背景にあるにせよ、國際國家システムにおける展開——とりわけ、戦争での敗北あるいは侵略の脅威、そして植民地支配をめぐる闘争が、革命的危機の勃發を直接引き起こしてきた」²⁷と語り、革命を引き起こす主因として戦争を位置づけている。しかし、ホブデン (Stephen Hobden) が指摘するように、スコチボルは戦争を引き起こす國際システムに関してはほとんど論じていない²⁸。

3-2. 戦争と國民的國家形成

ティリーは、ヨーロッパにおける國家形成がなぜ國民的國家に収斂していったのかを歴史的に解明することを目指し、それを國內要因からではなく戦争によって説明する²⁹。

ティリーの國家形成研究は長年にわたっておこなわれており、最初の成果は共著の『西歐

における国民国家の形成』にまとめられた³⁰。すでに、そこでティリーは戦争が国家を作り、国家が戦争を起こすという論理を展開した。すなわち、国際的な競争（戦争）、軍隊の増強、税金の増額、官僚制の拡充、民衆の抵抗の激化、民衆支配強化がひとつのサイクルとして認識されていた³¹。「組織化された犯罪としての戦争誘発と国家構築」論文において、ティリーは暴力の組織化の過程で、国家の指導者が実行する活動として、戦争、国家構築、保護、資源徴発の四つをあげる。この四つともその実行は、集権化された強制手段の独占に依存することになる。国家を支配した者、すなわち国内のライバルを排除した者は、国内での資源徴発能力を高め、戦争能力を高め、そして主要な支援者（領主、教会、武装集団）を保護する能力を高めるのである。このどの活動でも暴力の使用は組織化を高める。その結果、国家構築が一層進むという相互依存関係に注目する。国民的国家形成の展開の仕方は、民衆の抵抗の具合と上記四つの活動のバランスによると考えるが、とくに戦争の影響をティリーは重視する³²。

ティリーは国家形成の多様性の説明を、いかなる国家も戦争もしくは戦争の準備をするという前提に立ち、そのための財政確保の方法を資本と強制の組み合わせを媒介変数にしておかない、強制集中型（coercion-intensive mode）、資本集中型（capital-intensive mode）、資本化強制型（capitalized coercion mode）の三つに分けて考える。それによると、第1の強制集中型国家形成は、自国の民衆や占領地域の民衆から戦争手段となる諸資源を絞り取り、その過程で巨大な徴発機構をつくる。帝政ロシアがこれに該当する。第2の資本集中型は、支配層は軍事力の借り受けや購入のために資本家との契約に頼り、その結果、巨大な恒常的な国家構造は構築されない。都市国家、都市同盟などがこれに当たる。第3の資本化強制型は、資本家と国家とが対等な関係をもって、国家が資源を調達する。フランスとイギリスがこれに当たり、前二者よりも早く国民的国家を形成することができたと説明する³³。

つぎに、ティリーはこの多様な国家が国民的国家に収斂していく過程を、戦争遂行のための資源調達の効率性によって説明する。すなわち、諸国は対外的戦争と国内での基盤勢力保護を遂行するための経済資源を必要とするが、その調達方法において、歴史とともに徐々に国民的国家が他の国家形態に対して有利になり始めた。「軍事的競争は、結果的に全ての国家形態を同じ全般的な方法へと導いていった。そして、軍事的競争によって、国民的国家が創造され、最終的に他の国家形態に対する卓越性を獲得した」³⁴と説明する。

ティリーの国家研究は、国民的国家が戦争によって構築されるという命題の証明になって

いるので、結果的にそれ以外の側面を捨象してしまったことは否めない。少なくとも他の歴史社会学的研究との比較においても、この限界は明らかである。

4. 諸国家システムと国家形成

地政学的要因によって国家は形成されるという歴史社会学における国家論の第3の特徴のふたつ目は、諸国家間の一定の相互主義に基づく主権国家システムに国家形成の契機を求める議論である。

4-1. スプリュイットの主権国家収斂論

スプリュイット (Hendrik Spruyt) は、歴史社会学の国家論の影響を受けつつ、とくにティリーの「戦争が国家をつくる」という命題に対して、国際関係論の立場から反論を試みた。かれは、中世から近代への政治組織の決定的変化は主権概念の誕生であったという認識にたち、国家の主権性に注目する。ヨーロッパ中世では支配体系は排他的領域形態を有していなかったが³⁵、その後「なぜ、主権国家だけが他の国家形態を排除して、国際システムの唯一の構成要素になったのか」³⁶という疑問に、経済を独立変数として、社会集団の政治的同盟を媒介として歴史的な説明を試みる。スプリュイットは必ずしも国家定義を明確にはおこなっていないが、基本的には歴史社会学の定義と大きな違いはなく、近代国家をその主権性と領域性によって説明する。すなわち、国家とは一定の領域内における内的階層性 (internal hierarchy) と外的自律性 (external autonomy) によって定義される³⁷「公的政府、formal government」のことである³⁸。ここに、歴史社会学との国家定義の共通性を確認できよう。

スプリュイットは主権国家への変容過程を、発生段階と淘汰段階の二段階に分けて説明する。まず、発生段階では経済成長と貿易の拡大という経済要因が独立変数として措定される。すなわち、ヨーロッパ経済の変動を、政治システムの変動をもたらす第一義的原因と考える。ただし、経済的变化が「自動的に」政治システムを変化させて、一律に主権国家を誕生させたとは考えない。封建制度から主権国家への単系的な歴史発展仮説を拒否するスプリュイットは、イタリアの都市国家、ハンザ同盟 (都市同盟)、そしてフランスの主権国家と多様な政治的対応が見られたことを、経済変動にともなう社会諸勢力の政治同盟を「媒介変数、intervening variables」として想定することで説明する。すなわち、この時期の貿易拡大は経済

構造に大変動をもたらし、新たな都市を誕生させ、そこに社会諸勢力を誕生させた。この都市市民は新たな財政と政治権力の源泉をもった存在になるが、封建秩序はかれらにとって相応しい政治体制ではなかった。都市市民は政治的野心家と同盟を結んで封建秩序に変わる新制度を作ろうとする。ただし、形成された都市の数や規模の違い、諸集団の物質的利害関係、そして諸集団や人物の価値観・理念という三つの要素の違いから、都市国家、都市同盟、主権国家といった新しい諸制度が誕生する³⁹。

さらに、第二段階は「淘汰段階、selection phase」である。これは、上記の三つの国家制度が主権国家に淘汰される過程であり、それを、1) ダーウィンの適者生存のメカニズム、2) 相互強化 (mutual empowerment) メカニズム、3) 模倣と離脱という三つのメカニズムを明らかにする。

第1のダーウィンの適者生存のメカニズムとは、国際システムの競争的な要因が主権国家以外を排除するメカニズムと考えられる。その際、対内的階層性ももつ有利さが決定要因となる。主権国家では、国王という主権の権威者が存在し、対内的に階層的な政治秩序をもつことによって、円滑な経済活動に必要な標準化と確実性が実現できた。度量法の標準化、貨幣の総合的体系の樹立、司法体制の確立、体系的な税制等は、経済活動の標準化と確実性を増し、封建時代の障害であった経済活動のコストを減らすことができる。

これに対して、ハンザ同盟は貨幣や度量法に統一性はなく、法律や憲法も各都市に分かれていたし、税制も各都市バラバラであった。さらに、主権による内的な階層的権威がないので、ハンザ同盟以外の貿易相手との間にも問題を引き起こす。たとえば、ハンザ同盟は諸都市の連邦制的な性格をもち都市の独立性が高いため、国際的な契約の不履行がイングランドなどの貿易相手国との関係を悪化させた。これに対して、主権国家の側はハンザ同盟を切り崩すかたちで個別に都市との関係を強化するようになった。拡大する貿易にとって、ハンザ同盟は効率の良い国家制度ではなかったのである。

第2の相互強化による淘汰とは、国家間関係からの説明である。これは、主権国家はその規模に関係なく互いに支援強化し合う一方で、主権国家以外は排除するという国際システムにおけるアクターの同質化メカニズムのことである。とくにその場合の同質化の基準は、国家間の信頼できる関係と領域的統治である。ハンザ同盟の議会は誰を代表して外交交渉しているのか、国際協定により構成諸都市はどの程度拘束されるのかを協定相手に対して明確に示すことが出来なかった。結果的に、主権国家から対等な相手とは見なされず、主権国家シス

テムであるウェストファリア体制には、ハンザ同盟は参加を認められなかった。そして、ハンザ同盟は、ウェストファリア条約から20年後の1669年の議会を最後に崩壊してしまう。このハンザ同盟の運命はハンザ同盟の規模が小さいからでも、戦争に負けたからでもなく、その政治制度が領域主権的でなかったため、主権国家から正当な国際的アクターとして認められなかったからである。それとは反対に、ハンザ同盟を構成していた諸都市やイタリアの都市国家は、ヨーロッパ主権国家システムにおける正当なアクターとしての地位を認められて長く存続した。

第3は模倣と離脱による淘汰メカニズムである。政治権力は不確実性を減じ、税収の拡大と軍事力の強化が確実だと認められる制度を模倣する。たとえば、ドイツの領主は、主権国家の制度を模倣し規格の統一や階層的支配を執行し、ウェストファリア会議後に主権国家として認められた⁴⁰。

以上のようなスプリュイットの主権国家形成の説明は、様々な要因によっておこなわれている。誕生段階は経済を独立変数とし社会諸勢力の政治同盟を媒介変数とするが、淘汰段階になると、経済も政治同盟も無視され、国家中心的説明になってしまう。すなわち、淘汰は主権国家システムによる主権国家以外の形態の国家を排除し、主権国家の相互承認、及び主権国家への変容という政治指導者による社会から自律的な意思決定によって説明される。とくに、スプリュイットは、国家システムの自己再生産メカニズムの強靭さを強調し、ギデンズに賛成だとして、国際機関は現存の国家システムを弱体化するよりも強化する機能を果たしているのである⁴¹。

ティリーは戦争を独立変数、都市を媒介変数として、戦争と戦争の準備が国家を形成すると説明するのに対して、スプリュイットは経済を独立変数とし、社会の諸集団の政治同盟を媒介変数にして、国家様式のバリエーションを説明する。確かに、この両者の相違は大きい。とくに、ヨーロッパ中世後期になぜ、多様な国家形態が誕生し、それが主権国家に収斂していったのかの説明には隔たりが大きい。

4-2. ギデンズの主権国家の相互強化論

ギデンズは、戦争が国民国家形成に及ぼした影響を強調するが、同じように国家の存立基盤として国際関係（国家システム）も重視する。かれによれば、近代国家の構成要件である主権の発展は、その当初から再帰的にモニタリングされた一連の諸国家関係（a reflexively

monitored set of relations between states) に依存している⁴²。とくに近代国家の独立や自律性の根拠となる「主権」は、実は他国との相互に深く結びついた関係性を大前提にしている。国家は諸国家が作るシステムのなかで初めて主権を有するのである。たとえば、「力の均衡」論はヨーロッパにおいては戦力の実際の均衡というよりは、むしろ互いの主権を条件付きで認め合う「主権の相互承認」の政策と理解した方がよいとギデンズは指摘する⁴³。

このような理解を踏まえて、ギデンズはヨーロッパの国家システムは国家形成過程と本質的に結びついていることを強調する。絶対主義の時代に、まだ未熟なかたちとはいえ、再帰的モニタリングを達成した国家システムが出現した結果、多くの辺境地帯を残存させながら国境が確定され始めた。それによって国家主権という概念が生まれ、国家は自国領内に独占的権威を保有し、それぞれの国家の権威が及ぶ範囲を領域的に明確に区分していく⁴⁴。この再帰的モニタリングを達成した新たな国家主権原理によって構成される国家システムの出現は、近現代とそれ以前を明確に区別する断絶性をもっていた。近代における主権概念は、絶対主義支配者の位置を明確にし、あわせて中央集権的官僚制を形成しており、国家の「国内的」発展を国家システムの「対外的」基盤強化に結び付ける重要な要素であった⁴⁵。

ギデンズは、さらに19世紀初期以降、国民国家が普遍的な広がりをもった理由として、工業力と軍事力の結合、国家の管理的権力の著しい拡大、そして歴史の偶発的展開の三つをあげ、より重要なものとして再帰的モニタリングシステムとしての諸国民国家システムをあげている。ギデンズによれば、その諸国民国家システムは諸国家の外交や条約や国際機関によって再生産されてきた。それが最初に形成され始めたのは、1815年の諸条約に始まる比較的平和なヨーロッパである。そこでは、「ナポレオンの野望」後の力の均衡が比較的うまくゆき、国家間の紛争はほとんどが外交で抑制することが可能であった。さらに、第一次世界大戦後に締結された諸条約による国民国家の自治権と「境界画定」の公式な承認によって、初めて再帰的にモニタリングされた諸国民国家システムが地球規模で出現することになった。さらに、国際連盟は、世界中に広がった国家システムによる再帰的モニタリングシステムの必要性が容認されたことを具体的に示した。なぜなら、国際連盟は個々の国家主権を制限するよりはその正統性を公式に宣言し、主権の相互承認を監視する機能をもったからである。そのうえ、条約や国際連盟は、主権—シティズンシップ—ナショナリズムの関係についての詳細な解釈を通じて、「国民主権」の概念を人類の自然な政治的条件として強化するうえで極めて重要であった。ウィルソンの14ヶ条の平和原則は、主権の概念を正当化し、民族自決原理に

よって国家主権と国民主権と文化的アイデンティティとを結合させ、国民国家の形態とナショナリズムに正当化の根拠を与え、条約や国際連盟がそれを強化した。この意味で、ウィルソン主義は諸国民国家システムの発達に奥深い影響を与え、さらに、第二次世界大戦後の国際秩序はこの方向を一層強化したとギデンズは考える⁴⁶。

4-3. 国家と諸国家システムの相互主義

スプリュイトとギデンズに共通する国家形成論は、諸国家システムが国家の形成と強化にとって重要な機能を果たすという論理である。「戦争が国家をつくる」に対して、「諸国家システムが国家をつくる」という命題がここから出てくる。この歴史社会学の国家論が到達したひとつの結論は、歴史社会学が構成主義国際関係論および国際社会論⁴⁷との共通性をもつという新たな方向性の提示をしている。歴史社会学の国家論をめぐる議論の理解を一層深めるためには、これらの他の議論との論理的な関係を整理することが重要であろう。なぜなら、歴史社会学の国家論をめぐる議論と構成主義的主権論、さらには国際社会論が互いに共鳴し合い、経済社会的要因から影響を受けない諸国家システムが存在するという議論を構成していると考えられるからである。

構成主義的議論を展開するラギーによれば、それぞれの国家は自己の主権を主張する一方で、他の全ての国家も同じようにその主権を主張し享受する権利を持っていることを認めない限り、主権国家から成る関係は成立し得ないのである。この状態が成立して初めて、互いの主権が新しい国際秩序の基盤になったのである⁴⁸。

しかし、ラギーが指摘するように、長い間、主権は主に法的概念や哲学概念として語られることが多く、国際政治学では必ずしも十分注意を払われてこなかったか⁴⁹、あるいは国際政治を戦争状態と同一に考える「無政府状態」を説明するために、実質的な自律性 (autonomy) と同一視されてきた。ラギーによれば、主権は対外的には、いかなる行為主体からの影響も排除できる能力を意味するのでもない。かりに、主権を自律性と同じく考えるのであれば、国家は実質的な自律性をもっていない現実を指摘して、国家の衰退を結論づけることになってしまう。国家には、昔も今もそのような能力もしくは自律性はなかったのである。むしろ、ラギーがいうように、主権概念を国家関係システムを維持する正当化 (legitimation) の一形態と捉える方が有益であろう⁵⁰。

これはギデンズの「構造化論」が主張している構造と行為体の相互主義の議論と共通した

内容をもつ。ギデンズは、硬直したマルクス主義や構造機能主義のように構造偏重でもなく、かといって理解社会学のように行為偏重でもない立場を求める。構造は絶えず行為のあり方を規定するとともに、行為によって構造は絶えず再生産され、あるいは変化をもたらすという行為と構造の二重性に注目する。すなわち、社会過程は構造を条件にして成立するが、構造は社会過程を通じて再生産（存続および変動）されることが構造化の意味するところである⁵¹。事実、ギデンズは自己の構造化理論に基づき、すでにみたように、国民国家と諸国家システムが不可分に結びついていることを主張している。他方、スプリュイトは構造と単位との相互構成的な存在論を、構造化論として理解するが、構成主義に関しては言及していない⁵²。それによれば、国家間関係では、主権国家は主権の相互承認を前提とする。すなわち、「主権国家システムは、法的平等原則に基づいている。その意味で、主権国家と国家システム（a state system）の登場は認識変化を表しているので、単なる物理的な説明だけでは不十分である」⁵³。

ウェント（Alexander Wendt）は構成主義（constructivism）の立場を明確にする以前は、ギデンズの構造化論に依拠していたが、後に構成主義の立場を明確にする。そして、ウェントは構成主義の立場から、主権の相互承認原則に注目して、戦争状態ではない主権国家システムにおける権力政治のあり方を示す⁵⁴。ウェントによれば、主権は、国家間の相互主観的な理解と期待によって形成されるので、国家間に相互に主権を認め合う種の共同体を形成する。この主権の相互承認は非国家的行為主体のちからを削ぎ、国家間関係を安定化させるのに貢献する「社会的閉鎖」として機能する。さらに、主権の反復的实践が主権的アイデンティティ（行為体）と諸国家システムの制度的規範（構造）を相互に創り出す。一度相互承認の共同体が形成されれば、その構成メンバーはそれを再生産することに既得権益をもつ。その結果、主権の実践は安全保障と権力政治の理解に、三つの方法で変更を加える。すなわち、1) 国家は安全保障を特定の領域に対する「領有権」の維持という意味で定義する。2) 他国の領有権を尊重する。3) 軍事力に依存するのではなく、国際社会の制度的機構に一層依存する⁵⁵。この議論は主権国家と諸国家システムの間に存在論的に自己完結的な拡大再生産メカニズムが存在していることを示している。その意味で、主権論にせよ、アイデンティティ論にせよ、安全保障論にせよ、構成主義的国際関係論は、国家をアクターとする現実主義的国際関係論に親和性があることは指摘しておくことは重要である。

つぎに、歴史社会学の影響を受けたアームストロング（David Armstrong）は、ウェントが

共同体として定義した主権国家間関係を諸国家社会 (a society of states) と捉え直し、構成主義と国際社会論の統合を主張する。かれは構成主義が国際関係論に理論的進歩をもたらすと評価しつつも、その議論は哲学的傾向が強く国際関係論の具体的分析枠組を提示できていないと主張する。そこで、構成主義的方法論と国際社会論を統合することによって、国家間の社会的相互作用や国家の特性を明らかにすべきだという。それは同時にイギリス学派と呼ばれる「国際社会論」の概念を発展させることを目的としている。アームストロングは、イギリス学派は国家間関係を法的に見る傾向が強く静的であるが、諸国家の相互主観的な過程の中で「社会的アクター」として国家を見ることによってダイナミックな国家間関係を把握できると主張する⁵⁶。

以上のように、主権の相互主観主義という観点から、行為体としての主権国家と構造としての主権国家システムの相互補完性を結論とする点で、ギデンズ、スプリュイト、歴史社会学の第二世代、そして構成主義の議論が重なり合う。

5. 歴史社会学の問題点

歴史社会学の国家論を検討する意味は、それがこれまで社会科学を規定していた国内と国際との二分論を克服して、政治学（社会学）と国際関係論に横たわる深く広い溝を架橋したところにあった。しかし、国際関係論からは、国家を国際関係論との関係から分析しようという歴史社会学による試みに対して、結局は社会学者が現実主義的国際関係論を補強しているに過ぎないという批判がなされた。それはウェーバー的歴史社会学による営みは、社会学という羊の皮をまとった現実主義的国際関係論という狼だという批判である⁵⁷。

確かに、歴史社会学が国家中心のアプローチをとり、戦争もしくは諸国家システムを独立変数としている点は、国家還元主義と言わざるを得ない。すなわち、第1に、歴史社会学の理論的枠組に共通する問題点は、その「国家中心主義」によって、経済社会が国家に与える影響を無視する点である。歴史社会学は国家をウェーバー的に合法的暴力を独占する制度として定義し、国家を社会から一旦切り離しその上に置くことから理論を出発させる。この国家定義は、社会中心主義へのアンチテーゼとして「国家を連れ戻す」ことをその理論の出発点にしたことと無関係ではない。これに対して、キーマン (E. Fuat Keyman) は国家中心のアプローチの特徴として、資本主義経済が国家に与える影響を無視している点と、国家の定義が

制度論に傾き過ぎて国家と社会の相互主義的關係に注目しない点をあげる⁵⁸。確かに、ティリーやギデンズは戦争が国家形成に重要な役割をはたすという場合、国家の社会に対する作用を言っているのでありその逆ではない。あるいは、ホブソン等の歴史社会学の新しい動きには、国家中心主義への批判を意識してか、国家と経済の關係を無視しないと主張する議論もあるが、その場合も国家が経済（社会）に与える影響は国家の社会に対する優位性として議論されるばかりで、経済（社会）が国家に与える影響は軽視されている⁵⁹。

歴史社会学の第2の問題点は、国家の国内社会に対する自律性もしくは優位性が、戦争や諸国家システムにおけるアクターとしての国家の役割によって説明された点である。しかし、このように、諸国家システムを独立変数として扱うことによる限界は明らかである。第1に、諸国家システムを独立変数にすることで、国内外の経済と諸国家システムとの相互作用を無視することを意味する。その結果、世界経済がどのように変化しても、主権国家とそれによって構成される諸国家システムは変化せず永久自己再生産運動を続けると考えてしまう。すなわち、歴史社会学の国家論は主権国家や諸国家システムへの変容は認めるが、それから他の国家形態や国際システムへの変容を否定することになる。

第2に、歴史社会学は、諸国家システムを独立変数にすることによって、経済社会を国境によって分断してしまう。歴史社会学では、国家が一方的に社会に影響を及ぼすと考えたとしても、国家にとっての経済社会は国内社会に限定される。そこでは、主権と国境と国民によって、国家は社会を分断しているという前提に立っている。これでは、国境に縛られない国家と社会の關係を把握することができない。たとえば、ティリーは戦争が徴税制度を拡充させて、結果的に国家形成を促進させると論じたが、この論理は、国家はその支配領域である国内社会から経済的収入を得るという、国民国家や国民経済の命題が前提にされている。エヴァンズ（Peter B. Evans）等が言うように、今日、途上国では政府収入は国内の農民や地主よりは、世界経済から多くを得ていることをわざわざ指摘するまでもないであろう⁶⁰。ましてや、グローバリゼーション時代の今日、先進国、途上国ともに国際経済との關係を無視しては国家の機能と構造を説明することはできない。

第3に、諸国家システムを独立変数にすることで、歴史研究において西欧諸国家システム以外の国際システムが無視される。たとえば、ティリーの国家形成論において、植民地主義が理論体系から欠落している。西欧諸国が国民的国家になり得たのは、隣国との戦争が理由か、及びそれへの対応が国内社会からの資源確保に効果的であったことが理由なのか、それとも

(あるいはそれと) 植民地から吸い上げた国庫があったからこそ、国内市民社会の諸要求への譲歩が可能であったからなのか⁶¹。西欧近代を植民地主義と切り離して理解することはできないのである。

むすび

歴史社会学がネオリアリズムの国際関係論と異なる点は、地政学的要因から国家と国内社会の関係を説明することによって国家論を展開したところにある。それは戦争や諸国家システムを独立変数として、国内の経済社会の特質を媒介変数にして国家の多様性と変化を説明した。さらに、国民的国家や主権国家への収斂という国家と社会の関係説明は、戦争への対応能力(徴税能力)か主権システムへの対応(主権性)で説明された。

この歴史社会学の国家論によって、戦争と諸国家システムによっていかなる国家が形成されるかという分析枠組が提示された。戦争は国家形態を決定付け、また国家を強化する。主権国家システムが主権国家を強化する点に注目することにより、国内社会諸勢力からの反対を押し切った政策を実施でき、その結果、国民に立脚しない国家形態の存続が可能になるメカニズムが分かった。

しかし、この説明では、国家と国際的要因との関係は、戦争か諸国家システムという国家中心のアプローチから導き出される要因(方法論的個体主義、存在論的国家主義)でしか説明されていない。そこでは国内外の経済的、社会的要因が無視されてしまう。これは国家還元主義であり、その結果、国家と諸国家システムの多様性と変容を説明することが不可能になる。歴史社会学の国家と諸国家システムの優位性の主張は、その「国家中心主義」にあるのである。「社会中心主義」に反論するかたちで誕生した歴史社会学であるが、結局、「還元主義」という点では同じ過ちを犯したと批判せざるを得ないであろう。

この批判点を克服するためには、とくに国家の制度的理解をやめ、構造化論的観点によって、国家の社会に対する自律性を否定して経済社会的諸要因との相互関係の中で国家を考える必要がある。この点、国内外の諸社会関係に国家を投げ込むスプリュイットの諸国家誕生段階の説明が参考になる。それは世界経済を独立変数とし、諸社会勢力の同盟政治を媒介変数として、国家の構造と機能を分析する。さらに、諸国家システムは単純な主権国家に還元できない多様な構造と機能を有する国家によって構成されていると考えるべきであろう。諸

国家は、ただひとつ「主権的」であるという共通性によって同じシステムを構成しているが、それは議論の出発点であっても終着点ではない。すなわち、その国家の構造と機能の多様性を、国内社会及び国際的な政治経済構造との相互作用のなかで分析する必要があるのである。

- 1 スミスによれば、歴史社会学とは、社会がどのように働きそして変化するかを知るために過去を研究することである。歴史社会学の最初の流れは、モンテスキュー、ヒューム、トクヴィル、マルクス、ウェーバー等によって、18世紀中期から19世紀にかけて誕生し、1920年代に左右両派の全体主義に直面して崩壊した。スミスは戦後復活した歴史社会学の展開を三期に分けている。第1期は1950年代中期から60年代中期までのパーソンズの時代、第2期は60年代中期から70年代中期までのパーソンズの機能主義の変化を説明できないという弱点を批判した時代である。そして、本稿にとって重要な業績が多く世に出た第3期は、70年代中期から90年代までとしている。また、スミスの研究は91年時点のものであるので、90年代に国際関係論からの歴史社会学への反応やグローバリゼーション論の高まりに歴史社会学がどのように影響を受けたかは、この時期区分には当然反映されていない。Dennis Smith, *The Rise of Historical Sociology*, Philadelphia: Temple University Press, 1991, pp.1-7.
- 2 Ian Clark, *Globalization and International Relations Theory*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp.15-32. 90年代以降、グローバリゼーション研究から、国家を国際的要因との関係から分析することの重要性が指摘されるようになった。この点に関しては、本研究と密接な関係のある拙稿を参考にされたい。「西欧におけるグローバリゼーションと国民国家—国家の脱国民国家化分析の視座を求めて—」『法学新報』第110巻3・4号、2003年。
- 3 加藤節「民族と国家」『思想』863号（1996年5月）6頁。
- 4 ヨアヒム・ヒルシュ（木原滋哉・中村健吾訳）『国民的競争国家—グローバル時代の国家とオルタナティブ—』ミネルヴァ書房、1998年、137頁。
- 5 国家論の重要性を訴えたネットルは、社会科学の概念はイデオロギーや地理的条件によって異なるとし、社会科学の中心がアメリカに移ってから、国家概念が議論されなくなったと考える。その「アメリカの社会科学における国家の相対的な欠如」は、アメリカ合衆国が標準化された多元社会で国家が相対的に弱かったからだと考えられる。同様にイギリスの政治学や社会理論にもラスキヤやマクレーバー以前は、独自の国家論がなかったが、それもイギリスが国家のない社会（the stateless society）であったからだという。J.P. Nettel, "The State as a Conceptual Variable", *World Politics*, Vol. XX, No.4, July 1968, 561.
- 6 Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research", in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol(eds.), *Bringing the State Back In*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985, pp.4-5.
- 7 Fred Halliday, *Rethinking International Relations*, Vancouver: UBC Press, 1994, p.14（菊井禮次訳「国際関係論再考—新たなパラダイム構築をめざして—」ミネルヴァ書房、1997年、16頁）。
- 8 Aristide R. Zolberg, "Strategic Interactions and the Formation of Modern States: France and England", *International Social Science Journal*, Vol. XXXII, No.4, 1980, 687.
- 9 Atul Kohli and Vivienne Shue, "State Power and Social Forces: on Political Contention and Accommodation in the Third World", in Joel S. Migdal, Atul Kohli and Vivienne Shue (eds.), *State Power and Social Forces: Domination and Transformation in the Third World*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, p.300.
- 10 Kenneth Waltz, *Theory of International Relations*, Reading: Addison-Wesley Publishing Company, 1979, pp.88-93.
- 11 フランスの社会学者、哲学者で国際政治学者であったアロン（Raymond Aron）は、モーゲンソー流の現実主義を逸早く同じ現実主義の立場から批判し、国内における政府の存在と国際政治における無政府状態（戦争状態）という政府の有無によって国内政治と国際政治を峻別した。詳しくは、拙稿「R.アロンの国際関係論の認識論的検討—その自然状態論を中心に—」新潟国際情報大学情報文化学部紀要、第1号（1998年3月）を参照されたい。
- 12 Alexander E. Wendt, "The Agent-Structure Problem in International Relations Theory", *International Organization*, Vol.41, No.3, Summer 1987, 339.
- 13 *Ibid.*, 342-343.
- 14 John Gerard Ruggie, "Continuity and Transformation in the World Polity", in Robert O. Keohane (ed.), *Neorealism and Its Critics*, New York: Columbia University Press, 1986, pp. 141-142.
- 15 Theda Skocpol, 1985, *op. cit.*, pp.7-8.
- 16 Theda Skocpol, *States and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1979, p.29.
- 17 Theda Skocpol, 1985, *op. cit.*, p.7.
- 18 Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1992*, Malden: Blackwell, 1992, pp.1-2.
- 19 *Ibid.*, pp.2-3.

- 20 Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, Berkley: University of California Press, 1987, p.20 (松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房、1999年、30頁)。
- 21 *Ibid.* pp. 120-121 (同上、142-144頁)。
- 22 トムソンは、国家の本質を一定領域内での暴力の独占として定義し、その歴史的意義を考察した。それによれば、近代主権国家システムが誕生するまでは、海賊、傭兵、不法戦士、商人といった非国家行為体が、国家が管理する武力に反対するものとして国際的な暴力のかなりの部分の責任を負っていた、と論じ、近代国家による合法的暴力の独占とくに注目した。Janice E. Thomson, *Mercenaries, Pirates, and Sovereigns: State-Building and Extraterritorial Violence in Early Modern Europe*, Princeton: Princeton University Press, 1994.
- 23 Theda Skocpol, 1979, *op. cit.*, pp.29-31; Theda Skocpol, 1985, *op. cit.*, p.9.
- 24 Otto Hintze, *The Historical Essays of Otto Hintze*, (edited with an Introduction by Felix Gilbert), New York: Oxford University Press, 1975, pp.159-161,183.
- 25 Theda Skocpol, 1985, *op. cit.*, p.8.
- 26 *Ibid.*, p.9.
- 27 Theda Skocpol, 1979, *op. cit.*, p.23.
- 28 Stephen Hobden, *International Relations and Historical Sociology: Breaking Down Boundaries*, London: Routledge, 1998, p.84.
- 29 同様の議論をゾルバークも展開し、ヨーロッパにおける国家と諸国家システムの形成には、国際的な戦略的相互作用が重要な役割を果たしたと、とくに英仏の軍事的対立を重視している。Aristide R. Zolberg, 1980, *op. cit.*
- 30 これは、アメリカの社会科学評議会の比較政治委員会の企画による共同研究として始められた。そこでのテイラーの研究は、戦争との関係から国家の徴発能力に焦点を合わせて、なぜ西欧では政治組織の国民国家的形体が一般的になったのかという問いに答えようとした。Stephen Hobden, 1998, *op. cit.*, p.98.
- 31 *Ibid.*, p.99
- 32 Charles Tilly, "War making and State Making as Organized Crime", in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol(eds.), 1985, *op. cit.*, pp.181-185.
- 33 Charles Tilly, 1992, *op. cit.*, p.30
- 34 *Ibid.*, p. 191.
- 35 この点について詳しくは以下を参照されたい。John Gerard Ruggie, "Territoriality and Beyond: Problematising Modernity in International Relations", *International Organization*, Vol.47, No.1, Winter 1993, 149-150.
- 36 Hendrik Spruyt, *The Sovereign State and Its Competitors: A Analysis of System Change*, Princeton: Princeton University Press, 1994, p.5.
- 37 *Ibid.*, pp. 3, 34-35.
- 38 *Ibid.*, p. 195(note.2).
- 39 *Ibid.*, pp.61-67.
- 40 *Ibid.*, pp.158-180.
- 41 *Ibid.*, pp.192-193.
- 42 Anthony Giddens, 1987, *op. cit.*, p.263 (ギデンズ、1999年、301-302頁)。
- 43 *Ibid.*, p. 257 (同上、294頁)。
- 44 *Ibid.*, p. 88 (同上、107-108頁)。なお、ギデンズの国家システム (state system) は本稿での諸国家システム (states system) と同義と考えられる。
- 45 *Ibid.*, p. 103 (同上、124頁)。
- 46 *Ibid.*, pp.255-266 (同上、292-304頁)。
- 47 国際政治学で「イギリス学派」とも呼ばれる「国際社会論」は、諸国家間には共通の慣習や規範が共有され、その結果自己調整の枠組が発達し、「社会」という呼びうる関係が成立していると考えられる。この考え方は主権国家を唯一のアクターとし、その主権国家関係である諸国家システムに存在論的優位性を与え、それが結果的には規範的にも諸国家システムの安定を優先させる傾向がある点から、現実主義的国際関係論の系譜にある。イギリス学派の国際社会論の批判的検討については、以下を参照されたい。M・ショー (高屋定國・松尾真訳)『グローバル社会と国際政治』ミネルヴァ書房、1997年、160-189頁、Fred Halliday, 1994, *op. cit.*, pp. 94-103 (菊井禮次訳、1997年、128-139頁)、H・スガナミ「英国学派とヘドリー・ブル」『冷戦の終焉と60年代性：国際政治126』日本国際政治学会編、2001年2月、199-210頁。
- 48 John Gerard Ruggie, 1993, *op. cit.*, p.162.
- 49 たとえば、ネットルは主権概念が社会科学者の間では役に立たない概念になっていることを指摘している。J.P. Nettle, 1968, *op. cit.*, 560.
- 50 John Gerard Ruggie, "Continuity and Transformation in the World Polity", in Robert O. Keohane (ed.), 1986, *op. cit.*, pp.143-144.
- 51 宮本孝二『ギデンズの社会理論—その全体像と可能性—』八千代出版、1999年、33頁。また、サーニーも、ギデンズに言及しながら、静態的になりがちな構造概念を克服し、変化の可能性のある行為体と構造の不断の相互作用の過程として構造化概念を用いている。Philip G. Cerny, *The Changing Architecture of Politics*, London: Sage Publications, 1990, pp.xi, 86-87.
- 52 Hendrik Spruyt, 1994, *op. cit.*, pp.13, 199(note17).

⁵³ *Ibid.*, p.68.

⁵⁴ ウェントは、構成主義的言説それ自体の中には国際関係論はないことに気づく。たしかに、構成主義は方法論であって、構成主義自体には国際関係論はないと考えた方が正確だろう。換言するならば、あるのは構成主義的方法論を自己の国際関係論に適用しようとする各論者の国際関係論があるのみであろう。それは、構成主義とは関係ないところから来ている。そして、ウェントは、主権国家が世界における支配的な行為主体であり、新たな世界秩序が形成されるにせよ、それは主権国家を媒介にすることによってであると主張する。したがって、ウェントは自分の方法論は国家主義的でありその意味で現実主義者であるとしつつも、国家主義の意味は現実主義者のそれとは違い、国家のアイデンティティと利益は無政府的文脈のなかで変化しようと主張する。Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, p.7; Alexander Wendt, "Anarchy is What States Make of it: the Social Construction of Power Politics", *International Organization*, Vol.46, No.2, Spring 1992, 424.

⁵⁵ Alexander Wendt, 1992, *op. cit.*, 412-415.

⁵⁶ David Armstrong, "Globalization and the Social State", *Review of International Studies*, Vol.24, No.4, October 1998, 461-478.

⁵⁷ John M. Hobson, *The Wealth of States*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, p.8.

⁵⁸ E. Fuat Keyman, *Globalization, State, Identity/Difference: Toward a Critical Social Theory of International Relations*, New Jersey: Humanities Press, 1997, pp.73-77.

⁵⁹ ホブソンはスコチボルやティリー等への国家中心主義だとする批判を受けて、歴史社会学の定義を広くしたうえで、スコチボル等をウェーバー的歴史社会学の第1の潮流であり、自らは国家主義を克服するウェーバー的歴史社会学の第2の潮流だと主張する。すなわち、自らは「構造化論」の立場をとるとして、行為体と構造との相互主義的關係に注目することにより、19世紀後半のイギリスが自由主義経済政策を維持できたのは、国家が所得税徴収という国内社会との協力ができたために国家財政を関税に依存する必要がなかったからだとして分析する。しかし、ここでは、植民地体制というイギリス本国（国内）の国家と社会を支えた国際的要因が全く無視されている。ただし、本稿の考察ではホブソン等の議論には触れない。John M. Hobson, 1997, *op. cit.*, pp.3-4; John M. Hobson, *The State and International Relations*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000, pp.174-213; John M. Hobson, "What's at stake in 'Bring Historical Sociology Back into International Relations'? Transcending 'Chronofetishism' and 'Tempocentrism' in International Relations." in Stephen Hobden and John M. Hobson (eds.), *Historical Sociology of International Relations*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002, pp.20-24.

⁶⁰ Peter B. Evans, Dietrich Rueshemeyer and Theda Skocpol, "On the Road toward a More Adequate Understanding of the State", in Peter B. Evans, Dietrich Rueshemeyer and Theda Skocpol (eds.), 1985, *op. cit.*, p.362.

⁶¹ この点、歴史社会学と同じように、国家形成を戦略的相互作用から分析し、国家がもつ国内と国際とのインターフェイスとしてのヤヌスの双頭の側面に注目するゾルバークは、より国際的要因を深く掘り下げている。たとえば、ヨーロッパにおける国家システムの形成と植民地政策を関連付け、また、戦争遂行のための資源を植民地に依存していたこと、あるいは、ヨーロッパ商人や植民者は本国政府の軍事的支援のあるところにか進出していないと国家と経済との関係を視野に入れている。Aristide R. Zolberg, 1980, *op. cit.*, 701.